

## 第6章 昭和初期の水道

### 第1節 昭和4～6年の給水制限

1929年（昭和4）から1931年（昭和6）にかけて、水不足のための給水制限が次のとおり実施された。

- 昭和4年3月1日実施（1日8時間）  
4月9日解除
- 昭和4年11月9日実施（1日11時間）  
12月25日一旦解除
- 昭和5年1月4日実施（1日11時間）  
3月4日解除

1930年（昭和5）も空梅雨で貯水量は満水時の50%に減少した。しかし、7月18日台風が襲来、死者7人、家屋全半壊102戸、船舶沈没破損200余隻の被害が出たが、水の不安は一時解消した。

このとき1930年（昭和5）12月19日、市民の節水意識を高めるため節水標語を募集している。応募総数1,128編。下記の2編が入選した。1等は該当者なし。

- 2等「始末と粗末で楽にも苦にも  
使う水にも心を使え」
- 3等「ネズと頭を一緒にひねれ」

昭和6年1月13日実施（1日9時間）  
2月5日解除

#### 部制廃止で水道課へ

1931年（昭和6）9月9日長崎市は処務規程を改正した。すなわち機構改革である。部制を廃止し、秘書、総務、財務、学務、衛生、社会、勸業、土木、港湾、水道の10課を置いた。この機構改革により水道部は水道課となった。

### 第2節 出雲浄水場に配水池を増設

長崎市水道貯水池の中で最大規模を誇る小ヶ倉貯水池の完成によって水不足が一挙に解決したので対岸地区（長崎港西岸地区、特に三菱長崎造船所）への給水を円滑にするためこれまでの西山高部水系を小ヶ倉水系に切り替え、出雲浄水場に配水池1池（有効容量1,170m<sup>3</sup>）を増設した。

工事は、1932年（昭和7）6月着工、翌年7月完成した。工事費 12万6,066円。

### 第3節 全計量給水の実施

創設以来、多量に水を使用する事業所や船舶給水には計量制を採用していたが、一般の家専用はもちろんのこと営業用などもほとんど放任制が採用されていた。

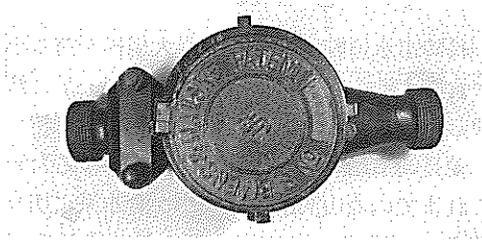
放任給水では使用水量に応じて料金を算定することはできず、あくまでも種別ごとに定められた一定の料金でしか徴収できない。従って計量給水に比べ浪費される水量が多く、特に第2回拡張工事完成後の安心感から今までになく浪費水量が多くなった。この放任給水による濫用を防止するため、全計量制を実施することになった。

1932年（昭和7）10月18日から量水器の取付工事にかかり翌年7月末日に完成し、計量給水が確立した。これにより、使用水量が明確になり、給水に対する基礎資料ができた。また、計量制実施前と実施後では1日の配水量に約5,000m<sup>3</sup>の差がでてきて、水道料金の増収となった。工事費は12万5,114円であった。

量水器は、カール・ルックス、シーメンス、

マイネッケ等外国からの輸入品を使用していたが、購入についても多額の金額が伴い予算面の苦勞がうかがえる。

なお、当時使用されていたシーメンス社製の量水器は1個現存し、保管されている。



英国シーメンス社のメーター

## 第4節 昭和8年の条例改正

1913年(大正2)、水道使用条例が制定されてからはしばらくの間改正は行われなかった。しかし、1933年(昭和8)7月、全計量制が実施されるとともに、この年水道使用条例制定後はじめての改正が行われた。

この全計量制の実施までは、給水方法は放任給水を主体としたものであった。したがって、水道使用条例もあくまで放任給水を建て前としたものであった。

ところが、全計量制の実施で全給水箇所に量水器が取り付けられることになったため、今までの水道使用条例ではまったく用をなさなくなるところから、この改正となったのである。

このときの改正のもっとも重点となったところは、第一条に「水道は特に指定したものの外量水器によりその使用水量を計量して給水す」とされたことであろう。

第二条以下の各条についても計量給水に合うように改正され、次のような水道使用条例となったのであった。

### 長崎市水道使用条例

#### 第一章 通 則

第一條 水道ハ特ニ指定シタルモノノ外量水器ニ依リ其ノ使用量ヲ計量シテ給水ス

第二條 本條例ニ於テ給水装置ト稱スルハ給水ノ爲配水管ヨリ分岐シタル給水管及之ニ附属スル給水用具ヲ以テ構成セル設備ヲ謂フ但シ量水器ヲ包含セス

第三條 給水装置ヲ分チテ左ノ四種トシ其ノ種別ノ決定ハ市長ノ認ムル所ニ依ル

##### 一、普通専用栓

一戸又ハ一ヶ所ノ専用ニ属シ家事及營業ノ用ニ供スルモノニシテ其ノ種目ハ市長之ヲ定ム

##### 二、特別専用栓

一戸又ハ一ヶ所ノ専用ニ属シ左ノ用ニ供スルモノ

##### イ、湯 屋

ロ、官衛、公署、兵營、學校、圖書館、病院、開業醫、刑務所、銀行、會社、集會場、劇場、寄席、遊技場、遊覽所、諸市場、屠畜場、貸座敷、料理屋、待合、自動車營業其ノ他ニ類スルモノ

##### ハ、船 船

##### ニ、原動力

##### ホ、製水原料

##### ヘ、噴水、瀧其ノ他娛樂用

##### ト、工事其ノ他一時使用

##### チ、學校運動場ノ撒水及プール用

##### 三、共用栓

公設又ハ私設トシ二戸以上ノ共用若ハ公衆ノ用ニ供スルモノ

##### 四、消火栓

公設又ハ私設トシ防火用ニ供スルモノ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ共用栓ヲ使用スルコトヲ得ス但シ第三號乃至第七號該當者ニシテ地勢ノ狀況其ノ他ノ事由ニ依リ市長ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一、専用栓ノ装置アル家屋ニ住居スル者
  - 二、特別専用栓ニ属スル使用ニ供スルモノ
  - 三、一ケ年直接国税拾圓以上ヲ納ムル者
  - 四、所得税ヲ納ムル者及之ト同等以上ノ資力アリト認ムル者
  - 五、賃貸價格一ケ月拾五圓以上ト認ムル家屋ニ住居スル者
  - 六、雇人三人以上ヲ使用スル者
  - 七、一ケ月水量八立方米以上ヲ使用スルモノト市長ニ於テ認ムル者
- 前項ノ税額及資力ハ家計ヲ共ニスル同居者ノ税額及資力ヲ合算シ第五號ノ賃貸價格ハ市長之ヲ認定ス

第五條 公設共用栓ハ一栓毎ニ一組ヲ組織スルモノトス

組合員ハ共同責任トス  
組合員ハ使用料ノ納付其ノ他一切ノ事務ヲ虚辨セシムル爲總代人一人ヲ選定シ市長ニ届出ツヘシ其ノ變更ノ場合亦同シ新ニ組合ニ加入シタル者ハ總代人ヲ是認シタルモノト看做ス

市長ニ於テ總代人ヲ不適當ト認メタルトキハ之カ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 上水ハ販売又ハ分與スルコトヲ得ス但シ市長ノ承認ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 給水装置ノ所有權ヲ所得シタル者ハ給水ニ關スル前所有者ノ権利義務ヲ繼續シタルモノト看做ス

第八條 私設防火栓ハ火災ノ外市長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス私設防火栓ハ市ニ於テ之ヲ封緘ス

第九條 量水器ハ給水装置ノ種別及用途ノ異ル毎ニ之ヲ設置ス但シ料率ノ同シキモノ又ハ市長ニ於テ必要ナルト認メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

自己所有ノ量水器ヲ使用セムトスル者アルトキハ検査ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ市有量水器ハ給水使用者又ハ其ノ代理人ヲ

シテ保管セシム

第十條 共用栓使用者ニハ鑑札及鍵ヲ交附ス其ノ給水廢止ノ場合ハ之ヲ返納スヘシ鑑札ハ鍵ニ添付シ汲水ノ際必ス之ヲ携帯スヘシ鑑札又ハ鍵ヲ亡失、損又ハ滅失シタルトキハ再度交附ヲ請求スヘシ

第十一條 給水装置所有者及給水使用者市内ニ居住セサルトキハ本條例ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル爲市内ニ居住スル者ニ就キ代理人ヲ選定シ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

市長ニ於テ代理人ヲ不適當ト認メタルトキハ更ニ選定ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條 給水装置所有者又ハ代理人所在不明ナルトキ若ハ六ケ月以上水道ヲ使用セサルトキハ其ノ給水管ヲ切斷スルコトアルヘシ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ給水量ヲ制限シ又ハ給水停止若ハ給水装置ノ種類ヲ變更セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ豫メ之ヲ告示又ハ通知ス但シ其ノナキトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一、不可抗力ニ因ルトキ
- 二、工事ノ爲必要アルトキ
- 三、其ノ他市長ニ於テ止ヲ得サル事由アリト認ムルトキ

第十四條 前條ノ處分ニ依リ損害ヲ被ムルコトアルモ之カ賠償ヲ請求シ又ハ何等ノ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

## 第二章 給水装置及給水請求

第十五條 給水装置ヲ新設セムトスル者ハ之ヲ市長ニ請求スヘシ其ノ増設、變更、修繕、撤去ヲ爲サムトスルトキ亦同シ専用栓ハ其ノ家屋ノ所有者私設共用栓ハ其ノ使用者ノ住居スル家屋ノ所有者ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第十六條 他人ノ給水管ヨリ分歧シテ給水装置ヲ請求セムトスル者ハ其ノ本管所有者ノ承諾書ヲ添付スルコトヲ要ス

## 第6章 昭和初期の水道

前項本管所有者ニシテ給水装置ノ撤去又ハ給水廢止若ハ停止ヲ爲シタルトキハ分岐装置者亦之ヲ撤去又ハ給水廢止若ハ停止ヲ爲シタルモノト看做ス

第十七條 給水装置ニ關スル工事ハ總テ市ニ於テ之ヲ施行ス但シ特別ノ材料又ハ技術ヲ要スルモノニ在リテハ請求者ヲニシテ設計仕様書ノ作製及材料ノ取揃ヘ並ニ工事ノ施行ヲ爲サシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ設計仕様書及工事ノ検査ヲ受クヘシ

前項本文ノ工事ニ在リテハ竣工後三ヶ月以内ニ其ノ工事ニ瑕疵アルコトヲ發見シタルトキハ市ノ費用ヲ以テ之ヲ修補スルモノトス

市ニ於テ施行シタル工事ノ費用ハ市ノ所定ニ依リ之ヲ徴収ス

給水装置ニ自己所有ノ材料ヲ使用セムトスル者アルトキハ検査ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第十八條 給水装置破損其ノ他故障ノ爲メ出水又ハ漏水アルトキハ直ニ其ノ修理ヲ請求スヘシ之ヲ怠リタル場合ハ豫告ヲ用キス即時停止シ又ハ市ニ於テ直ニ修理シ其ノ工費ハ給水装置所有者ヨリ之ヲ徴収ス

第十九條 給水取締其ノ他必要アリト認ムルトキハ市ハ請求ヲ俟タズ給水装置ノ改造又ハ修理ヲ爲シ其ノ工費ハ給水装置所有者ヨリ之ヲ徴収ス但シ事情ニ依リ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第二十條 給水工事ハ設計金額ノ豫納ヲ俟テ着手ス但シ官公署其ノ他市長ニ於テ豫納ノ必要ナシト認メタルモノ又ハ工費五圓未満ノ工事ハ此ノ限ニ在ラス  
工事設計ノ交付ヲ受ケタル者一ヶ月以内ニ豫納金ヲ納附セサルトキハ工事ノ請求ヲ取消シタルモノト看做ス

工費ハ工事竣成後之ヲ精算シ其ノ豫納金ニ過不足アルモノハ還附又ハ追徴ス

第二十一條 船舶給水所ハ市ニ於テ之ヲ設置

ス但シ市長ノ許可ヲ得テ私設船舶給水所ヲ設ケルコトヲ得

船舶給水ノ方法ヲ分チテ直接給水、間接給水ノ二種トス

直接給水トハ市ニ於テ直接船舶ニ給水スルモノヲ謂ヒ間接給水トハ市長ノ指定シタル船舶給水特賣人ヨリ供給スルモノヲ謂フ間接給水ニ關シ必要ナル事項ハ市長ニ於テ之ヲ定ム

船舶給水特賣人ハ下記ノ各號ノ一ニ該當シ船舶給水用具其ノ他ノ設備ヲ完成シ若ハ完成シ得ル者ニシテ本條例ニ定ムル違反處分ヲ受ケタルコトナキモノニ就キ市長之ヲ指定ス

一、五ヶ年以上内外船舶給水業務ノ経験アル者

二、現ニ該業務ヲ營ミ居ル者

三、直接國稅年額五拾圓以上ヲ納メ市長ニ於テ適當ト認メタル者

第二十二條 給水装置及量水器ノ所有權ヲ取得シタルトキ又ハ給水装置アル家屋ヲ解崩セムトスルトキ若ハ滅失シタルトキハ其ノ所有者ハ直ニ其ノ旨届出ツヘシ

第二十三條 給水ヲ受ケムトスル者ハ市長ニ之ヲ請求スヘシ

他人ノ所有スル給水装置ヲ使用セムトスル者ハ其ノ所有者ノ連署ヲ以テ之ヲ請求スヘシ

第二十四條 他人ノ使用スル専用栓ヲ共用セムトスル者ハ其ノ使用者ノ承諾ヲ得テ之ヲ請求スルコトヲ得但シ特別専用栓ハ之ヲ共用スルコトヲ得ス

第二十五條 給水使用者ニ於テ水槽ヲ設ケ又ハ流末装置ヲ爲サムトスルトキハ市長ノ許可ヲ受クヘシ其ノ増設、變更、修繕ノ場合亦同シ

### 第三章 使用料及徴収

第二十六條 使用料ハ下記ノ區別ニ依リ給水使用者ヨリ之ヲ徴収ス

一、普通専用栓

単ニ家事ノミニ使用スルモノハ一ヶ月使用水量八立方米迄金壹圓貳拾錢トシ以上一立方米ヲ増ス毎ニ金拾四錢營業又ハ家事、營業ニ兼用スルモノハ一ヶ月使用水量十八立方米迄金壹圓九拾錢トシ以上一立方米ヲ増ス毎ニ金八錢トス

二、特別専用栓

第三條特別専用栓イ號該當者

一ヶ月使用水量七十立方米迄金參圓八拾五錢トシ以上一立方米ヲ増ス毎ニ金四錢五厘トス

同 ロ號該當者

一ヶ月使用水量十八立方米迄金貳圓七拾五錢トシ以上一立方米ヲ増ス毎ニ金拾壹錢トス

同 ハ號該當者

市ニ於テ供給スルモノハ一立方米迄ニ付金五拾五錢迄ヲ徴収スルコトヲ得

船舶ニ於テ直接汲水スルモノハ一立方米ニ付金貳拾五錢トス

船舶給水特賣人ニ供給スルモノハ一ヶ月水量貳千立方米迄一立方米ニ付金拾五錢トシ以上一立方米ヲ増ス毎ニ金拾錢トス  
船舶給水特賣人ヨリ船舶ニ供給スル水料ハ一立方米ニ付金五拾五錢ヲ超過スルコトヲ得ス

同 ニ號該當者

一ヶ月使用水量十八立方米迄金參圓トシ以上一立方米ヲ増ス毎ニ金拾七錢トス

同 ホ號該當者

一ヶ月使用水量十八立方米迄金參圓トシ以上一立方米ヲ増ス毎ニ金拾壹錢トス

同 ヘ號該當者

一ヶ月使用水量五立方米迄金貳圓六拾錢トシ以上一立方米ヲ増ス毎ニ金五拾五錢トス

同 ト號該當者

使用水量五立方米迄金壹圓四拾錢トシ以

上一立方米ヲ増ス毎ニ金貳拾八錢トス

同 チ號該當者

一ヶ月使用水量十八立方米迄金壹圓九拾錢トシ以上一立方米ヲ増ス毎ニ金五錢五厘トス

三、共用栓

一ヶ月使用水量一戸平均四立方米迄金參拾錢第五條第三號及至第七號ニ該當スル者ニ在リテハ八立方米迄金壹圓貳拾錢營業ニ兼用スル者ニ在リテハ四立方米迄金六拾錢トシ以上各一立方米ヲ増ス毎ニ金六錢トス

四、私設防火栓

防火ノ演習ニ使用スル水料ハ一口十分間迄ニ付金壹圓五拾錢トス

第二十七條 料率ノ異ル給水装置ヲ有スル者ノ使用料ハ其ノ種類ニ從ヒ各一戸ト看做シ各別ニ之ヲ徴収ス

第二十四條ニ依リ他人ノ使用スル専用栓ヲ共用スル者ノ使用料ハ本栓使用者ノ属スル給水種別ニ從ヒ各戸平等ニ使用シタルモノトシ各別ニ之ヲ徴収ス

第二十八條 水道ノ使用ヲ開始、中止、廢止シタル月ノ使用料ハ一ヶ月ニ滿タサル場合ト雖之ヲ一ヶ月分トシテ計算ス  
共用栓使用者ニシテ他ノ組合ニ属スル區域ニ移転シタル月ノ使用料ハ前居住地ニ於テ之ヲ徴収ス

給水装置ノ種別ヲ變更シタル月ノ使用料ハ其ノ變更前ノ料率ニ依リ之ヲ徴収ス

給水装置ヲ料率ノ異ナル二種以上ノ用途ニ混用シタルトキハ市ニ於テ使用水量ノ區分ヲ認定シ使用料ヲ徴収ス此ノ場合ニ於ケル基本料金ハ其ノ重キニ依ル

水道ノ使用中止又ハ廢止ノ届出ナキトキハ量水器ニ使用水量ヲ表示セサル場合ト雖基本料金ハ之ヲ徴収ス違反處分ニ依リ給水ヲ停止シタルトキ亦同シ

第二十九條 使用水量ハ毎月量水器ヲ點檢シ

第6章 昭和初期の水道

テ之ヲ計算ス其ノ點檢以後ニ於ケルモノハ  
次月ノ使用水量ニ算入ス

第三十條 給水装置又ハ量水器ニ異狀ヲ生シ  
其ノ使用水量明確ナラサルトキハ市長之ヲ  
認定ス使用量ノ遁脱ヲ圖リタルトキ亦同シ

第三十一條 共用栓ノ使用水量ハ各戸平等ニ  
之ヲ使用シタルモノト看做ス

第三十二條 給水使用者ニシテ量水器ノ試験  
ヲ請求スル者アルコトハ手数料トシテ金壹  
圓五拾錢ヲ徴収ス但シ市ノ量水器ニシテ試  
験ノ結果故障アリタルトキハ此ノ限ニ在ラ  
ス

量水器試験ノ爲工事ヲ要スルトキハ請求者  
ヨリ其ノ費用ヲ徴収ス但シ市ノ量水器ニシ  
テ故障アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 第十三條ニ依リ給水ヲ制限シ又  
ハ停止スルモ規定ノ料金ハ之ヲ減免セス但  
シ停水全月ニ及フトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 社會事業及貧困ノ爲公費ノ救助  
ヲ受クル者ニ給水スルトキ若ハ市長ニ於テ  
必要ト認メタルトキハ規定ノ料金ヲ減免ス  
ルコトアルヘシ

第三十五條 給水装置ニ關スル工事設計及第  
十七條但書ニ依リ設計檢査ヲ請求スル者ア  
ルトキハ一工事ニ付下記ノ區別ニ依リ手  
數料ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ市長ノ認ムル  
工事概算額ニ依リ之ヲ前納セシム

設計金	五圓以上五拾圓未滿	金壹圓
同	五拾圓以上百圓未滿	金貳圓
同	百圓以上五百圓未滿	金參圓
同	五百圓以上千圓未滿	金五圓
同	千圓以上	金拾圓

第三十六條 第十七條第一項但書及第四項ノ  
檢査手数料ハ下記ノ區別ニ依リ之ヲ徴収ス

一、栓類及附屬用具	一箇ニ付金貳拾錢
一、鑄鐵管及鉛管類	一本又ハ一箇ニ付金五拾錢
一、量水器	一箇ニ付
口徑二十五耗迄	金壹圓五拾錢

同 二十五耗ヲ超ユルモノ金參圓

第三十七條 量水器及其ノ附屬用具ヲ損亡失  
シタルトキハ保管者ハ損害ヲ辨償スヘシ其  
ノ辨償害ハ市長之ヲ定ム

第三十八條 第十條第三項ニ依リ再度交附ヲ  
爲ス場合ニ於テハ鑑札一枚ニ付金拾錢鍵壹  
箇ニ付金五拾錢ヲ徴収ス

第三十九條 使用料及手数料ノ納期下記ノ如  
シ

一、普通専用栓、特別専用栓及共用栓ノ使用  
料ハ當月分ヲ翌月十八日迄トス

二、設計及檢査手数料其ノ他隨時ニ係ルモ  
ノハ其ノ都度

前項第一號ノ當月トハ前月點檢ノ日ヨリ  
其ノ月點檢ノ日迄ヲ謂フ

第四章 違反處分

第四十條 給水使用者ニシテ下記ノ各號ノー  
ニ該當スルトキハ給水ヲ停止シ第三號以下  
ニ該當スルモノニ就テハ其ノ月ニ徴収スヘ  
キ使用料ノ三倍以内ヲ徴収スルコトアルヘ  
シ

一、使用料、手数料及其ノ他ノ収入ヲ納期限  
内ニ納附セサル者

二、水道水ヲ濫用シ又ハ給水者ニ非ラサル  
者ニ販賣分與シタル者

三、給水装置ノ種類ヲ異ニスル水栓ヨリ汲  
水シ又ハ私設防火栓ヲ濫用シタル者

四、鑑札、鍵ヲ他人ニ貸與シタル者及他人ノ  
鑑札、鍵及ハ不正ノ用具ヲ使用シタル者

五、恣ニ私設防火栓ノ封緘ヲ破棄シタル者

六、恣ニ給水装置ヲ爲シ又ハ之ヲ移転變更  
加工増設シタル者

七、許可ヲ受ケスシテ流末装置ヲ爲シ又ハ  
水槽ヲ設ケタル者

八、量水器ノ作用ヲ妨害シ料金ノ徴収ヲ免  
レタル者

九、故ナク水道係員又ハ就業者ノ職務執行  
ヲ拒ミ若ハ妨害シタル者

前各號ノ場合ニ於テ給水使用者ハ其ノ家

族又ハ雇人ノ行爲ト雖其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第四十一條 前條ニ定ムルモノノ外本條例ノ規定ニ違反シテ水道水ヲ使用シタル者ハ五圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

第四十二條 本條例施行ノ際ニ於ケル給水使用者ハ本條例ニ依リ給水使用者ト看做ス

第四十三條 従前ノ計量給水ニシテ本條例施行ノ前月ニ於ケル量水器點檢後ノ水量ハ本條例施行後使用シタルモノト看做ス

第四十四條 量水器ノ装置ナキ専用栓及共用栓ノ使用料ハ量水器装置ノ翌月迄従前ノ規定ニ依リ之ヲ徴収ス但シ量水器使用料ハ装置ノ月ヨリ之ヲ徴収ス

第四十五條 本條例ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ市長之ヲ定ム

第四十六條 本條例ハ公布ノ日ヨリ施行ス

## 第5節 漏水調査を実施

給水戸数の増加につれて給水量は年々に増加したが、給水量の増加率が給水戸数の増加率以上なので、少なからぬ漏水のあることが推定された。しかし、漏水の箇所がどこであるかは全く不明であった。

1915年（大正4）の夏、馬町通り下手の大井手町某家で池所を掘り返したところ清浄な湧水が出た。水質検査の結果良水と判明した。給水制限に悩んでいた時であり井戸を急造し付近の各戸でも争って井戸を掘った。

これを知った水道課は—もしや漏水の結果ではないか—と湧水に疑いを挟んだ。当時は漏水調査機器がなかったので、水道使用の絶えた深夜、大地に耳を付けて地下の響きを探り数カ所の大漏水を発見した。馬町に埋設したのも異状を認めて埋め替えたところ、大井手町の井戸は忽ち涸渴した。これでいよいよ漏水箇所が少なくなないと断定し引き続き調査

を行った。しかし、大漏水は比較的容易に発見されたが、小漏水はほとんど発見が不可能であった。

## 大漏水を次ぎ次ぎに発見

1932年（昭和7）全市計量給水を行った結果、配水量と使用量とに多大の懸隔があり、莫大な漏水があることが確認されたので1935年（昭和10）7、8の両月、地中聴音器で西山低部と小ヶ倉両配水区域の調査を本格的に行ったところ、合わせて95カ所の漏水箇所を発見し、西山低部は1時間632石、小ヶ倉は797石の漏水があることが判明した。続いて10月に西山高部の漏水385石、本河内高部330石、4水源池系統を合計すると1時間2,144石、1日5万1,456石という驚くべき量が空に消えていることが分かった。実に総配水量の約35%に達するのである。しかし量水器に現れない分があって、配水量と使用量とに20%内外の差があり、実際には15%の漏水があることが明確になった。

1936年（昭和11）に漏水調査費5,000円を計上して漏水箇所の探査、鉄管の取り替えなどを行い、翌年度も4,000円を計上して漏水防止対策を続けた。

## 第6節 愛宕配水槽の建設

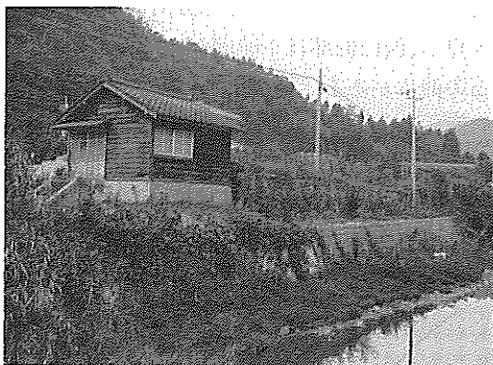
1936年（昭和11）当時愛宕、小島地区の本河内水系は自然圧により給水していたが、給水戸数の増加に伴い愛宕山の中腹に100m<sup>2</sup>の配水槽を築造して給水の円滑化を図った。この配水槽は戦後も使用されていたが、1962年（昭和37）9月、愛宕山頂に配水槽（500m<sup>2</sup>）が完成し、同配水槽の減圧槽となった。その後1984年（昭和59）3月田手原配水槽（6,000m<sup>2</sup>）の完成にともない、愛宕配水槽（500m<sup>2</sup>）は廃止されたが愛宕減圧槽（100m<sup>2</sup>）は整備され存続している。

## 第7節 茂木の水道創設

1938年(昭和13)6月18日西彼杵郡茂木町の水道創設計画が認可され7月に着工した。

翌年2月、茂木水道が完成し3月から給水を開始した。

計画給水人口6,000人、1人1日最大給水量120ℓ、計画1日最大給水量は720m<sup>3</sup>、事業費6万9500円であった。



若菜川の取水場

創設当時の施設の概要は次のとおり。

集水面積 788万1,000m<sup>2</sup>

水源 若菜川支流表流水

1日最大取水量 760m<sup>3</sup>

取水堰から濾過池まで

導水管 φ(口径)200mm(鑄鉄管)

L(延長)=56.0m

自然流下

濾過池

緩速 濾過速度1日5.0m

濾過量1日1,800m<sup>3</sup>

11.7m×11.7m×2.5m 136.9m<sup>3</sup>1池

15.0m×12.0m×2.5m 180.0m<sup>3</sup>1池

滅菌機(S. B)-0.2kg/hr 2台

濾過池と隣接(自然流下)

配水池(容量280m<sup>3</sup>) 1池

幅10.0m×長10.0m×水深2.8m

配水管 φ200mm

長崎市南部と境を接する茂木は北は春日町小崎から南は三和町藤田尾までの広域であったが、1898年(明治31)に古賀浦及び小崎が日見村に、1947年(昭和22)に藤田尾が為石村(現三和町)に編入された。長崎に隣接する地理的条件と眺望が豊かな海岸や農水産物の生産が豊富なところから、早くから長崎との往来も活発で戦前から外国人向けのホテルが建ち水道に対する住民の志向も高まっていたものと思われる。

1919年(大正8)町制施行により西彼杵郡茂木町となり1962年(昭和37)長崎市に編入され長崎市茂木町となる。

なお編入前に第1回拡張事業が計画され、下記のとおり施設が拡充した。

昭和24年5月21日 認可

昭和24年5月 起工

昭和24年12月 完成

昭和25年1月 給水開始

計画給水人口 10,000人(81.2ha)

主要工事 浄水場、送、配水施設

給水区域 茂木町、北浦